

第 3 0 2 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 本件審査請求に至る経過

1 平成30年 1月12日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(1) 2018年 1月11日報道小学校講師逮捕についてわかる一切。呼続小常勤講師

(2) 2017年度、再発防止・コンプライアンス徹底に向けた総点検の取組結果についてわかるもの（小・中・高）ただし、特記事項に特になし、別になしの記載の学校は除く（以下「本件対象文書」という。）

2 同年 1月18日、実施機関は、本件対象文書は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年 1月23日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

なお、実施機関は、本件公開請求に対して、本件処分のほかに「市立小学校常勤講師の逮捕について」を特定し、公開決定を行っているが、本件審査請求は、本件処分を特定して行われたものである。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件対象文書を公開しない理由として、作成しておらず、文書が不存在であるためと主張している。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求人が具体的にどのような文書を求めているのか、請求の趣旨を確認するため、平成30年 1月15日に電話で、愛知県が実施する「不祥事の

根絶・コンプライアンスの徹底に向けた総点検の取組」に相当するものであることを確認した。その上で、実施機関は、平成29（2017）年度には該当する行政文書を作成しておらず、文書が存在しないため、非公開とする決定を行った。

(2) 審査請求人が「2016年のものはあるはずである」と主張するのは、審査請求人が実施機関に平成28年11月 4月付けで「2016年～不祥事防止に向けた（各学校～）取り組み報告書」の行政文書公開請求を行い、実施機関が同年12月15日付けで「不祥事防止に向けた取り組み報告書」（以下「平成28年度報告書」という。）を公開決定したことを踏まえてのことであると思料する。つまり、実施機関は、審査請求人に対して、平成28（2016）年度の該当文書を既に公開している。

(3) 本件公開請求で請求されたのは、本件対象文書の名称にあるもの、すなわち「2017年度」の行政文書であり、「2016年度」とはどこにも書かれていない。また、実施機関は、上記（2）で述べたとおり、平成28（2016）年度報告書については、既に審査請求人に公開しており、審査請求人もそれを認識している状況にあって、本件公開請求において審査請求人が当該文書を請求しているという理解はし難いものである。

(4) 仮に、本件公開請求後に、平成28（2016）年度の行政文書も請求内容に追加したいということであれば、請求内容の補正が必要となるところ、受付窓口である市民経済局市政情報室に対しても、平成30年 1月15日に実施機関が審査請求人に電話した際にも、審査請求人から補正の申し出はなかった。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 公開請求日の前日、新聞で名古屋市の小学校講師が逮捕された事件が報道されたため、愛知県の取組と報告を例に、名古屋市での各学校の取組の報告書を請求した。請求後、実施機関からの確認電話に対して、2017年の

ものがなければ、2016年のものを請求すると答えた。

- (2) 愛知県とまったく同じものはないかもしれないが、実施機関は、2016年に「不祥事防止に向けた取り組み」の報告書を提出している。実施機関は、請求者の請求内容を理解できず、不存在とした。請求内容の文書は、2016年のものはあるはずである。
- (3) 請求したのは、2016年度及び2017年度の問題解決のための対応等の取り組みの結果がわかるものである。2016年度と請求書に記載していないことは認めるが、実施機関の認識にずれがある。
- (4) 実施機関は補正書を出していないと主張しているが、実施機関から補正書を出すようにとは言われていない。2017年度のものがなければ前年度のものも、と口頭で付け加えたことも記憶している。その話は平行線になるので審査会で判断をしてもらいたい、口頭で付け加えたことは汲み取って欲しい。
- (5) こういうやりとりが横行すると公開請求の内容が広がる可能性がある。今後の対応として融通の利いた対応ができるシステムが欲しい。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件対象文書の有無が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件対象文書について

- (1) 「不祥事の再発防止・コンプライアンス徹底に向けた総点検の取組」は、愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、各県立学校の不

祥事防止のために例年実施している業務（以下「本件対象業務」という。）であり、県教育委員会は、本件対象業務の取組結果として、管理職が教職員と面談した結果を集約し、まとめている。公開請求書の記載内容及び実施機関が審査請求人に確認した内容から、本件対象文書は、実施機関が本件対象業務を行った結果が記載された行政文書であると解される。

- (2) 審査請求人は、公開請求書には「2017年度」と記載したが、実施機関に対して平成29年度の文書がなければ前年度のものも請求すると口頭で伝えたと主張することから、本件対象文書の範囲を平成28年度及び平成29年度とすべきか否かを検討する。

ア 条例第 6 条は、行政文書の公開についての具体的な請求方法を定めたものであり、第 1 項では、行政文書の公開を請求する者は、その氏名等のほか、公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項を記載した請求書を提出しなければならないとしている。

また、同条第 2 項では、実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるとしている。

イ 同条における公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項とは、公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより、公開請求の対象となる行政文書を特定することができる程度の記載をいい、形式上の不備とは、記載されていない事項がある場合や、行政文書を特定するために必要な事項の記載が不十分であるため、行政文書が特定できない場合等をいう。

ウ 本件公開請求においては、第 2 1 (2) のとおり、公開請求書に「2017 年度」と本件対象文書の範囲を平成29年度に限定する文言が記載されている。この点について、第 4 2 (3) のとおり、審査請求人も認めている。

エ 行政文書の公開の請求は、請求権の行使であり、請求に係る事実関係を明らかにし、後日の紛争を防止する等手続の正確を期すため、請求は文書により行うものであるという条例の趣旨に照らせば、実施機関は、公開請求書の記載によって特定された行政文書を公開すれば足りると解するのが相当である。すなわち、公開請求書の記載から通常読み取れる文書について公開決定等すれば、実施機関の義務を果たしたといえる。

オ また、実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認められるときに、公開請求者に補正を求めるのであって、本件公開請求のように文書を特定できる場合にまで補正を求めるものではない。加えて、本件公開請求において、ことさらに補正を求めるべき特段の事情は認められない。

カ このため、本件対象文書の範囲は平成28年度及び平成29年度であるとする審査請求人の主張は採用できない。

- (3) したがって、本件対象文書は、平成29年度に、実施機関が本件対象業務を行った結果が記載された行政文書であると解すべきであり、当審査会は、この解釈に基づき、本件処分が妥当であるか否かを以下検討する。

4 本件対象文書の有無について

- (1) 当審査会の調査によると、本件対象文書に関し、次の事実が認められる。

ア 上記第32(2)のとおり、実施機関は、平成28年度において、「不祥事防止に向けた取り組み」を実施し、平成28年度報告書を作成した。

イ 平成28年度報告書を見分すると、名古屋市立学校において、職場内研修を行った日時、内容、成果等並びに職場内点検を行った日時、項目及び結果が記載されている。

ウ 実施機関では、本件公開請求時点において、平成29年度に係る「不祥事防止に向けた取り組み」を実施していない。

- (2) 平成28年度報告書の記載内容から、実施機関は、当該年度において本件対象業務に類似する業務を実施したことは認められる。しかしながら、上記3(1)で述べたとおり、本件対象業務は、県教育委員会が実施するものである。県教育委員会が本件対象業務を例年実施することは、実施機関が、平成29年度も本件対象業務に類似する業務を実施したか否かとは無関係である。

- (3) このため、本件公開請求時点において、平成29年度に実施した本件対象業務に関する行政文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点はなく、これを覆すに足りる事実及び本件対象文書に該当する他の行政文書の存在をうかがわせる事実も認められない。

(4) したがって、本件対象文書は存在しないと認められる。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 4において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年 2月 2日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
3月12日	弁明書の受理
3月28日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意 見陳述申出書を提出するよう通知
令和 2年 2月26日 (第 9回第 3小委員会)	調査審議
同日 (第 9回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
3月16日 (第10回第 3小委員会)	調査審議
3月31日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人